

今週の専門用語



📖 導入促進基本計画

経済産業大臣策定の導入促進指針に基づき、市町村が作成する先端設備等の導入促進に関する基本的な計画のこと。先端設備等の導入促進の目標や種類、計画期間等を定めており、経済産業大臣の同意を得た上で公表される。同計画に基づく先端設備等を導入する中小企業者は、先端設備等導入計画を作成し、市町村から認定を受けることで課税の特例等を受けることができる。なお、先端設備等とは、従来よりも大量の情報処理ができる先端技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムのこと。

📖 スピンオフの準備として行うグループ内再編

30年度税制改正では、株式分配型のスピンオフの準備として行うグループ内再編が税制適格とされる。具体的には、①親法人が受皿会社となる完全子法人を現金出資で設立し、事業に必要な免許や許認可を受皿会社に先行取得させた上で、そこに親法人の事業を吸収分割により移管（その後当該子法人の株式全部を親法人の株主に現物分配）するケース、②兄弟会社を合併（以下、合併兄弟会社）させ、その後、合併兄弟会社の親会社が合併兄弟会社の株式を親会社の株主に現物分配するケースが想定されている。

📖 国送法

正式名称は「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（平成9年法律第110号）である。国税当局による海外取引や国外財産の把握を目的とした「国外送金等調書」（200万円（現在は100万円）超の国外受送金があったときに金融機関が税務署に調書を提出）の創設により平成10年4月に施行された。国外送金等調書以外にも、近年創設が相次いだ国外財産調書（平成25年分から適用）や財産債務調書（平成27年分から適用）が規定されている。

04

ページ

09

ページ

40

ページ

From
編集室

◆平成30年度税制改正における事業承継税制の見直しでは、ネックの1つだった自主廃業時の税負担も、廃業時等の株価を基に納税額を再計算できることになる。後継者の将来不安も軽減されることになろう。◆ただ、少なからず税負担は残る。中小企業からすれば、「納税猶予」ではなく「納税免除」の方がよかったというのが本音だろう。◆しかし、「納税免除」とする場合には今まで以上に厳しい要件が課せられる。脱税の1つとして悪用される恐れがあるからだ。今後10年間で70歳を超え、中小企業経営者が245万人にのぼる中において、大幅な要件緩和で事業承継の裾野を拡げる必要があったということだろう。（MIN）

週刊T&Amaster 第732号

2018年3月26日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい